

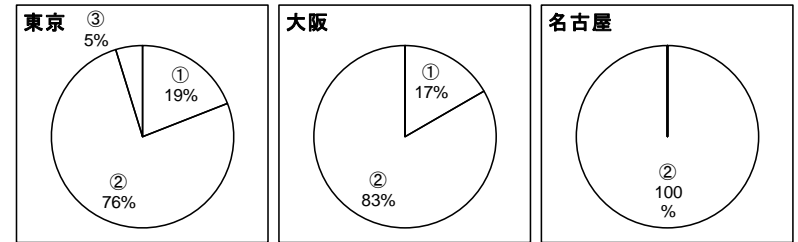
セミナーへのご参加、そしてアンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

Q1. 確定給付において、規約型と基金型、受益者の利益保護の視点、企業責任の明確化、資産運用の意思決定等の管理運営の利便性など、総合的に勘案したとき、どちらが優れているでしょうか。敢えて一方を選ぶとしたら、どちらでしょうか。

	東京	大阪	名古屋	合計
① 規約型	4	1	0	5
② 基金型	16	5	7	28
③ 無回答	1	0	0	1
合計	21	6	7	34

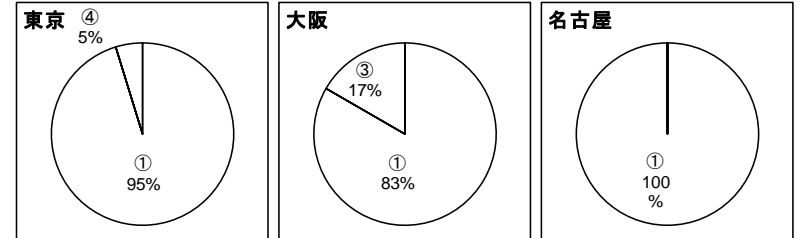
【その他回答】

弊社は実質組合がないのであまりかわりがない



Q2. 企業年金の資産運用の目的として、最も重視すべきことは、どれでしょうか。いずれも重要な論点であるにしても、敢えて一つだけを選ぶとしたら、どれでしょうか。

	東京	大阪	名古屋	合計
① 受益者の利益のために資産を保全すること	20	5	7	32
② 企業会計上の影響を最小化すること	0	0	0	0
③ 資産運用の付加価値により、年金退職金費用を削減すること	0	1	0	1
④ 無回答	1	0	0	1
合計	21	6	7	34

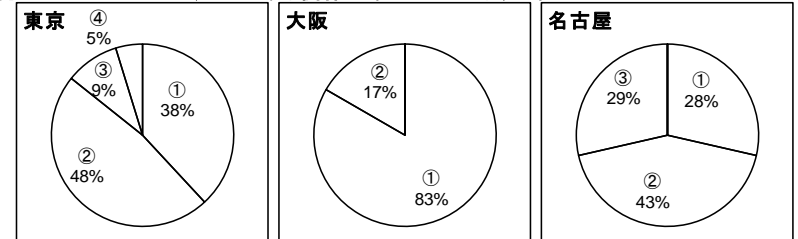


Q3. 企業年金の資産運用において、前提にされている世界経済の展望や諸仮定は、企業経営において前提にされているものと、どのような関係にあるべきでしょうか。

	東京	大阪	名古屋	合計
① 基本的に同じであるべき	8	5	2	15
② 全く無関係に独立に設定されるべき	10	1	3	14
③ リスク分散の見地から基本的に反対の方向にあるべき	2	0	2	4
④ 無回答	1	0	0	1
合計	21	6	7	34

【その他回答】

①回答者・・・プロセスは別々



Q4. 日本版ステewardシップコードとフィデューシャリー・デューティーによる企業年金と投資運用業のガバナンス改革、コーポレートガバナンス・コードによる企業のガバナンス改革の連鎖から資本市場改革が成り立ちます。ようやく動き出したこの改革ですが、資本市場への参加者として、現時点での達成度はどの程度であると思われますか。

	東京	大阪	名古屋	合計
① すでに達成された	0	0	0	0
② 7割程度達成している	1	0	0	1
③ 5割以下の達成度	8	5	5	18
④ まったく進んでいない	11	1	2	14
⑤ 無回答	1	0	0	1
合計	21	6	7	34

【その他回答】

④回答者・・・「まったく進んでいない」し、これからも難しいと考えられます。(←年金基金として)

